

1 議 事 日 程（第4日）

（平成18年第3回有田川町議会定例会）

平成18年9月26日

午前9時30分会議

於議場

- 日程第1 議案第165号 平成18年度有田川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第166号 平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第167号 平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第168号 平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第169号 平成18年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第170号 平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第171号 平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第172号 平成18年度有田川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第190号 平成17年度有田川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第191号 有田川町情報公開条例及び有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第192号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第193号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第194号 有田川町福祉バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第196号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第197号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 198 号 有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 17 議案第 199 号 有田郡老人福祉施設事務組合理約の変更について
- 日程第 18 議案第 200 号 有田聖苑事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 19 議案第 202 号 町営土地改良事業の施行変更について
- 日程第 20 議案第 203 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 204 号 平成 18 年度林道中原三瀬川線（第 2 工区）開設工
事の請負変更契約について
- 日程第 22 議案第 205 号 平成 18 年度 町単第 1 - 2 3 号南部高区配水池耐震
補強・補修工事の請負契約について
- 日程第 23 議案第 206 号 平成 18 年度 簡水 2 - 2 号吉原地区簡易水道施設整
備工事の請負契約について
- 日程第 24 議案第 207 号 平成 18 年度 簡水第 1 - 4 号大賀畑簡易水道施設
（配水池築造）整備工事の請負契約について
- 日程第 25 議案第 208 号 平成 18 年度 田殿小学校 地域・学校連携施設建築
工事の請負契約について
- 日程第 26 議案第 209 号 紀勢線藤並駅橋上駅舎新設及び自由通路新設工事に
関する協定締結について
- 日程第 27 委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第 1 号）
- 日程第 28 委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第 2 号）
- 日程第 29 陳情の審査報告について（陳情第 3 号）
- 日程第 30 要望の審査報告について（要望第 1 号）
- 日程第 31 要望の審査報告について（要望第 5 号）
- 日程第 32 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第 33 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件
- 日程第 34 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第 35 議員派遣の件

2 出席議員は次のとおりである（25名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
24番	大岡憲治	25番	橋爪弘典
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 坂上東洋士

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番 細東正明 22番 中山進

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長 中山正隆 助役 山崎博司
総務課長 須佐見政人 清水行政局長 保田永一郎
消防長 片畑昌宙 企画課長 山崎正行
福祉課長 東敏雄 住民課長 星田仁志
税務課長 赤井康彦 出納室長 浜田文男
情報管理課長 水口克将 建設課長 中西一雄
産業課長 東信行 地籍調査課長 福原茂記
水道課長 嶋崎篤生 下水道課長 中井勇
教育委員長 鈴間稔 教育長 楠木茂
学校教育課長 岩本良憲 社会教育課長 平内竹信

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本 下 浩 久 書 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開議 10時22分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

17番、坂上東洋士君から欠席の届出がありましたのでご報告します。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

また、説明員は町長ほか19名であります。

…………… 日程第1 議案第165号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、議案第165号、平成18年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第2 議案第166号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、議案第166号、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第3 議案第167号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第167号、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第4 議案第168号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第168号、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 5 議案第 1 6 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5、議案第 1 6 9 号、平成 1 8 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 6 議案第 1 7 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 6、議案第 1 7 0 号、平成 1 8 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 7 議案第 1 7 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 7、議案第 1 7 1 号、平成 1 8 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 8 議案第 1 7 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 8、議案第 1 7 2 号、平成 1 8 年度有田川町水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 9 議案第 1 9 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 1 9 0 号、平成 1 7 年度有田川町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本決算認定は、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、森谷君。

○決算審査特別委員長（森谷信哉）

おはようございます。

平成 1 7 年度有田川町水道事業会計決算の審査について報告いたします。

去る 9 月 1 2 日の本会議で付託されておりました、議案第 1 9 0 号、平成 1 7 年度有田川町水道事業会計決算認定の件について、9 月 1 4 日に委員会を開催し、説明員として水道課長ほか課員 2 名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果を報告いたします。

今決算の審査は従来の決算と違い、合併後の 1 月から 3 月分の決算となっております

す。

決算の概要につきましては、年々の給水区域内人口の増加や、生活水準の向上により、給水人口が増加しており、また給水件数についても、年間で191件、3カ月間で98件増加しております。

有収水量は、1月から3月末の間で54万9,839立法メートルで、うち湯浅分水は9万1,013立法メートルになっています。

収支状況は、3カ月間で純利益として2,901万円余りの黒字決算であり、前年度から繰越利益剰余金を加算すると、1億2,660万円ほどの利益剰余金が生じており、15年連続の黒字決算となっておりますが、資本的事業については収入が不足したため、利益剰余金、積立金等で補填をしているところであります。

企業債については、送配水管整備事業分として、年度内に1億円の借り入れをしており、未償還残高は約11億6,000万円となっています。

また、利息については、高利率の企業債の借り替え等できるよう政府、資金運用部などへの働きかけの努力をお願いしたく存じます。

次に経営分析を見ますと、有収率は79.2%であり、前年度より低い値となっておりますが、これは1年間の中で使用水量の少ない時期である1月から3月の決算のためであります。

また、水質については、住民の生命、健康に直結したものでありますので、衛生の確保につきましては、農薬検査も含めて万全の対策をされていますが、今後とも関係町民が安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを職員の皆さんにお願い申し上げます。

最後に、震災対策に伴う送配水管の二元化整備、企業債の償還、水道施設の減価償却費の増、老朽管の更新、水道未普及地域の解消、下水道事業に伴う水道管布設替えの費用等、多額の支出を要するため、今後ともより一層の適正な企業経営の健全化に努力していただきたくお願いし、審査の経過及び結果といたします。

以上、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（亀井次男）

ただいま、決算審査特別委員長から報告がありました。

委員長報告に対する質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり、本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 10 議案第 191 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、議案第 191 号、有田川町情報公開条例及び有田川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 11 議案第 192 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 11、議案第 192 号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 2 議案第 1 9 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、議案第 1 9 3 号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 1 9 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 1 9 4 号、有田川町福祉バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 1 9 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 1 9 6 号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

3 番、堀江さん。

○3 番（堀江眞智子）

国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正で問題なのは、70 歳以上の現役並みの所得、夫婦の場合年収で 520 万円以上、1 人の場合 380 万円以上が対象になりますが、これらの方々の窓口負担を 2 割から 3 割に負担を増やす内容となっています。しかも、この現役所得者の範囲が、控除の廃止・縮小で、対象となる年収が、約 100 万円も引き下げになって、課税される方が増えています。政府は負担増を公平化するために高齢者と現役世代との公平と言いますが、病気は公平にはやってきません。病気にかかりやすく治療にも時間がかかる高齢者の負担は、現役世代より低くおさえることこそ公平です。現役並み所得者と名づけて高齢者に負担増を押しつけ、その範囲を拡大していくやり方が問題です。

また、政府の持ち出す社会保障の公費負担の試算は、現実の推移よりも過大なものになっています。さらに、GDPに占める医療費の比率では、日本は7.9%で、経済協力開発機構加盟国30カ国中17位で、決して過大ではありません。逆に日本が飛びぬけて高いのは、公的医療保険における窓口負担です。日本は16.1%、フランスは11.2%、ドイツは6%、イギリス2%となっています。削減された国庫負担を元に戻すだけでも大幅な改善が図られることも申し上げておきたいと思えます。

以上の理由で、反対討論といたします。

議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第15 議案第197号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第15、議案第197号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 6 議案第 1 9 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 6、議案第 1 9 8 号、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 7 議案第 1 9 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 7、議案第 1 9 9 号、有田郡老人福祉施設事務組合規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 18 議案第 200 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 18、議案第 200 号、有田聖苑事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 19 議案第 202 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、議案第 202 号、町営土地改良事業の施行変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 20 議案第 203 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 20、議案第 203 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 21 議案第 204 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 21、議案第 204 号、平成 18 年度林道中原三瀬川線（第 2 工区）開設工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 2 議案第 2 0 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 2 0 5 号、平成 1 8 年度町単第 1 - 2 3 号南部高区配水池耐震補強補修工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 3 議案第 2 0 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 3、議案第 2 0 6 号、平成 1 8 年度簡水 2 - 2 号吉原地区簡易水道施設整備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

1 5 番、浦君。

○1 5 番（浦 博善）

議案第 2 0 6 号について質疑いたします。

前回の定例会における議案第 1 6 5 号栗生簡易水道施設整備工事請負契約についてのときに、私、この様式のこういう工事を地元発注できないかと質問したところ、この工事については難しい工事であり、地元業者の施工は難しい、また、執行部としてもそういうふうな職員体制並びに管理等のことを考えると、非常に地元発注また分割発注はしづらいという答弁であったと思います。

また今回、これと同趣旨、同じような工事と思うんですけども、難しいことはわかるんですけども、それに対してやっぱり、この間の一般質問でも同僚議員から質問ありましたように、地元発注というふうなことをこれから考えていくべきであると思いますし、町長もそのように答弁してくれていたと思います。

まだまだこれからも簡易水道事業が各地区で発生すると思いますので、その辺について、前回の定例会の時点からある程度具体的な方針とかありましたら、説明お願いいたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦議員さんのご質疑にお答えをしたいと思います。

前回の答弁でもさせていただいたとおりですね、基本は、地元でできることは地元でやってもらうということは私の基本方針であります。ただ、金屋町の簡易水道については、前回からもこういったかたちで入札をやってました。こういう簡易水道とかいろんな分野についてはある程度専門的なことがあると思いますので、できるだけ地元の業者ができる工事であれば今後ですね、地元発注というかたちでやっていきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

1 5 番、浦君。

1 5 番（浦 博善）

専門工事ということはわかるんですけども、難しい工事ですけども、やっぱりある程度させてあげて、経験を積んでいってもらわないと、いつまでたっても地元業者はようしないというようなかたちになりますので、また今後、できた施設の維持管理と

いうことも出てくると思いますし、その辺なんとか業者の育成という方向をもうちょっと考えてもらいたいと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

実はですね、吉備の公共下水についても当初ですね、約1割ぐらい、あとは全部大手へ出していましたんですけども、今は、本当にこう、推進とか全く専門の工事以外は全て地元発注をさせていただいております。

この経費についてはですね、当初大手に受けていただいて、できるだけその下請けを大手の管理の下でですね、地元の業者にしていただく、そういうことによって、地元の業者もその工事の技術といいますか、経験を積んでいただけるというようなかたちで、吉備はそういうかたちで執らせていただきました。

金屋地区につきましても、今後、簡易水道がありますので、できれば元請けをしていただいた方に、地元の業者が協力できる部分がですね、たくさんあると思いますので、それをお願いをして、順次技術を身につけていただくというような方向で今後進めていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

ちょっと参考のためにお伺いします。

これ、全協のときでもお聞きしたんですけど、本来なら205号のときに手をあげるべきかと思いますが、205号、206号が関連してますので、後の方がええやろと思って後で手を挙げさせてもらったんですけども。

まず、この指名の入札なんですけども、205号に入ってる業者が206号に同一で入ってますね。そしてこれ、同じ日の入札になってますね。だから、全協のときちょっとお聞きさせてもらったんですけども、まあ一応ダブってとらないようにということで、この最初の205号へある業者、清水の業者が何をとったんで入れてないってことだったんですけども、これ同じ日に入札したら、両方この業者がとるということもあり得ますね。有り得なかつたらおかしいですね。だから、この前の説明では、いやこの業者は1個清水の簡易水道取ってるからここへはまあ入れてなかった、これもようわかることで、平等でいいんですけども、この同じ日に入札する業者が2つに入ってるってことは、その業者が全部独走して取れる可能性もあるということですね。ここらの辺りは、いったいこれ、もし2つ同時に取った場合には、そのまま行かんとあかんということでしょう。205と206両方へ入ってるんで。たまたま205を取って206を取ってない、これでよかったんですけど、205、206が同時に取った場合、これどういう結果になるのかな。もともと1つの業者が2つの工事を同時に

その日に入札するという格好になりますけども、この点はどうか。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

一応、201-23号の耐震工事につきましては、普通の一般業者ができない特殊な工事でございますので、これは、営業に来ている業者数が非常に少なかったという中で、一応ピーエス三菱さんも普通の一般の特殊、一般工事と違いますという判断のもとに、特殊工事の分野として入れました。そして、次のこの簡水の2-2号ですが、これにつきましては全くの一般の水道施設工事でございますので、これもまた非常に今年の6月の下水工事の入札が終わりましたから、業者の営業が全く来てなかったと。その中で来てたのが一番回数の多かったのがピーエス三菱さんとか、その他まあ全協でも申しあげましたとおり、ほかの業者もおったんですけども、既に契約済みの業者がおりましたので、そういう者は排除しました。そして残った業者の中でそのピーエスさんがたまたま2つ入ったということでございます。以上でございます。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

今の説明、まあもっともだという点もあるんですけども。

まず、この同じ日に同時に1業者が2つのものを取ってしまうというのも、やっぱり、ちょっといかなもんかなと思う点もあるんで、まあこの点今の説明で特殊な工事という何がありましたんで、それももう結構なんですけども、この前の説明では、もう1個取ってるからここへ入れてないっていうこと説明聞いたんで、まあそれはたいへんいいことやと思います。この景気の悪いときに、やっぱり各業者に取ってもらう。まあこの前ちょっとまあ、素人なりに、ちょっといかなもんかなと思ったんで、質疑させてもらいました。結構です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 4 議案第 2 0 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 4、議案第 2 0 7 号、平成 1 8 年度簡水第 1 - 4 号大賀畑簡易水道施設配水池築造整備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 5 議案第 2 0 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 2 0 8 号、平成 1 8 年度田殿小学校地域学校連携施設建築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

1 5 番、浦君。

○1 5 番（浦 博善）

議案第 2 0 8 号について、質疑いたします。

私の前回の一般質問において、地域木材の利用推進ということでも発言させていただきましたが、この建物について、木材、地元で取れるような木材の使用がどれぐらい

されているのか、教えてもらいたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦議員さんにお答えをいたしたいと思います。

この施設については、内部それから外壁、床については、もう設計段階からですね、紀州木材を使用ということをご定義付けております。ただ、木材加工センターが今ありますけれども、まだ現在のところ、このことに使うようになってません。というのは、果たして今の段階で、清水の木材加工センターがそれに対応できるかと言えば、若干対応できない部分がありまして、できれば今後、紀州材については、清水地域にできました森林組合が運営してます木材加工センターの材料を使うということも、設計段階に入れられれば最適であります。あそこの施設もがんばっていただいて、ぜひ町内で使う紀州材については、早く供給できるような態勢を整えていただきたい。そのためには、町もですね、できるだけの協力をさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

設計段階から取り入れてくれて、積極的な取り組み、非常にうれしく思います。先ほど町長も言われましたように、そこのうちの施設の指定というのは、確かに難しいと思うんですけども、今度落札された業者さんにもまたお願いして、せめて見積もりぐらいの参加はさせてもらって、とにかく間口を広げていくようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 26 議案第 209 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 26、議案第 209 号、紀勢線藤並駅橋上駅舎新設及び自由通路新設工事に関する協定締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ただいま、追加上程されました議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 209 号は、紀勢線藤並駅橋上駅舎新設及び自由通路新設工事に関する協定締結についてであります。

平成 18 年度、19 年度の 2 カ年で実施する藤並駅舎及び自由通路新設工事に関する協定について、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社長、山岡修氏と締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞご審議の上ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

ほかに補足説明ありませんか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

議案第 209 号について、質疑をさせていただきます。

3 点ばかりお伺いしますが、まず第 1 点目ですが、今回の締結事業費がかなり事業費が大きいということで、本当にこれでいいのかということも含めてお聞きするわけですが、駅本体でいいますと、だいたい 3 億 8,000 万円弱ぐらいになるのかな。それから、都市施設の関係で見ますと、5 億 2,800 万円余りぐらいの振り分けになると思うんですけども、そうなりますとですね、特にその都市計画関係の事業費の充て方なんですけども、できるだけ抑えるようなかたちにならないのかということをおっしゃるわけですか。

それからもう 1 点は、この 2 つの事業を進めていく上で、その JR の関係の業者になるわけなんですけども、できるだけ地元の業者へ発注できるような努力をですね、どうしていただけるか。この点まずご答弁いただきたいのと、2 点目はですね、協定

が締結されますと、今後の事業計画についての、例えば事業契約なんかは、多分議会へ上がってこないと思うんですよ。そうすると、どのように進行していくかという点では、我々議員にとってわかりにくくなってきますので、その都度、ぜひ説明を求めただけのように求めておきたいのが2点目です。

それから第3点目として、具体的に駅が完成した場合のことを想定してお聞きするわけですが、西口と東口の駅周辺の整備の関係なんですけど、その交通量も多くなって、例えば車の出入りなんかはかなり多くなってね、混雑とか、交通事故とか、それを心配するわけです。もう1つは、今でも高校生等のたまり場になってて、ちょっと不安する点もありますから、そういう環境面から見て、どのようにその周辺とマッチさせるために、うまく整合性をとらせていくのかということがあると思うんですよ。

その点で、以上3点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、9億800万円、非常に大きな金額になってまいりました。この駅舎をつくるに当たってはですね、当初私ももっと安くできるのかなという感じであったんですけども、駅舎の補助金をもらう関係で、やっぱりその地域の人々が集えるようなスペースもつくりなさいとか、そういういろいろな問題点がありまして、こういうことになってまいりました。このJRの契約についてはですね、9億800万円出しますけれども、山岡社長さんには、できるだけ抑えるところは抑えてほしいということは申し上げております。

それから、この駅については、地元業者にとということでもありますけれども、非常に夜間工事、あるいは専門的な工事が入ってまいります、駅舎については。元請けさんに地元でできるのであれば、ぜひさせていただきたいということは、今後強く要望していきたいと思っております。

それから、今後、これ契約したら全然わからないのと違うかという話でありますけれども、もちろん、非常に9億円の大事業でありますので、できるだけ議員さんとも情報公開といいますか、詳しく説明をしながら、今後進めていきたいと思っております。

それから、あそこら辺、議員さんおっしゃるとおり、今、高校生とかいろんなたまり場になっているということで、もう夜なんか、非常にこう危険すら感じるという地元の方々のお話も聞いてます。それで今回の整備にあたっては、暗い所をなくしてですね、できれば、駅舎の一角に交番の常駐とはいきませんが、立寄所の看板を立てて、ある程度、藤並の交番の方に1日1回は見回っていただくというようお願いをしようかなと、このように思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

議案第209号について、お尋ねしておきたいと思いますけども。

今回、9億893万円の協定金額ということで、18～19年と2カ年にわたる計画ということでございますけれど、確認しておきたいんです。

今回、ホーム等の延長も入ってますけども、この駅舎の改築等、18～19年度に工事することによって、まあ西日本との関係もあろうと思いますけども、この工事だけで特急が完全に止められるようになるのかどうか。ちょっとお聞きしますと、まだまだ予算化、ちょっと1億円前後要ってくるんじゃないかというようなことも聞いておりますけれども、その点確認だけ、できたらご答弁お願いいたしたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

今、特急停車については、JRの和歌山市支社長さんと協議中であります。おそらく感触から言えばですね、この駅舎今の予算で完成すれば、停めていただけると確信をしております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第27 委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第1号）……………

○議長（亀井次男）

日程第27、委員会の閉会中の継続審査の件、陳情第1号、集配局の廃止再編計画

に反対する意見書採択に関する陳情を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の本件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第28 委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第2号） ……………

○議長（亀井次男）

日程第28、委員会の閉会中の継続審査の件、陳情第2号、みかん園のかん水基幹施設、揚水機、送水管、建屋等の老朽化に伴い、緊急整備を行う土地改良施設維持管理適正化事業経費に対する助成措置要望についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の本件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第29 陳情の審査報告について（陳情第3号） ……………

○議長（亀井次男）

日程第29、陳情の審査報告について、陳情第3号、久野原小学校水泳プール建設に関する陳情を議題とします。

本陳情については、本定例会第1日目において、総務文教常任委員会に付託されています。

この件について、総務文教常任委員長から、審査の経過及び結果について、報告を

求めます。

総務文教常任委員長、新家君。

○総務文教常任委員長（新家 弘）

ただいま、議長から許可をいただきましたので、委員長報告を行います。

陳情第3号、久野原小学校水泳プール建設に関する陳情が本定例会第1日目において、当委員会に付託されています。この件につきましては、9月15日、委員会を開き、教育長等の出席を求めて、内容等について、慎重審査をいたしました。その結果、全員一致で採択することに決定いたしました。

十分にご審議のうえ、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げて、ご報告とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本件は、採択することに決定いたしました。

…………… 日程第30 要望の審査報告について（要望第1号） ……………

○議長（亀井次男）

日程第30、要望の審査報告について、要望第1号、障害者自立支援法の改正による自己負担の増加に伴う補助を求めることについてを議題とします。

本要望については、第2回定例会において、住民福祉常任委員会に付託され、閉会中の継続審査がなされておりました。

この件について、住民福祉常任委員長から、審査の経過及び結果について、報告を

求めます。

住民福祉常任委員長、佐々木君。

○住民福祉常任委員長（佐々木裕哲）

要望の審査報告について。委員会審査報告書。

本委員会に付託されました事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

付託事件名。要望第1号、障害者自立支援法の改正による自己負担の増加に伴う補助を求めることについて。

審査の経過。平成18年4月19日、児童デイサービスおひさま教室保護者会代表上田康夫氏より要望事件について、第2回定例会第1日目において住民福祉常任委員会へ付託され、要望趣旨、内容等慎重審査を行い、今後十分な調査等の審査を必要とすることにより、閉会中の継続審査として審査してきましたが、去る7月27日同代表者より、議長宛へ要望取下げの申し出がありました。

要望取下げ理由として、障害を持つ子ども達にとって食育は非常に大切で、療育の一部であることには変わりありませんが、0歳からの施設である、わたぐも教室との関連もあり、今回の要望の取下げを決めたとのことでした。

以上により、本委員会に付託されておりました事件の経緯、結果を報告いたします。

審査の結果。要望取下申出書の受理の報告を受け、審査の中止を決定いたしました。以上でございます。

○議長（亀井次男）

ただいま、住民福祉常任委員長から報告がありました。

本要望については、委員長報告のとおり、要望取り下げの申し出がありましたので、本要望の審査を中止いたします。

…………… 日程第 3 1 要望の審査報告について（要望第 5 号） ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 1、要望の審査報告について、要望第 5 号、主要県道美里龍神線改修要望書堂鳴海トンネル（仮称）掘削のお願いについてを議題とします。

本要望については、本定例会第 1 日目において、産業建設常任委員会に付託されています。

この件について、産業建設常任委員長から、審査の経過及び結果について、報告を求めます。

産業建設常任委員長、殿井君。

○産業建設常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

要望第 5 号、主要県道美里龍神線、要望堂鳴海トンネル（仮称）掘削のお願いが、本定例会第 1 日目において、当委員会に付託されています。この件につきまして、9 月 1 3 日委員会を開き、建設課長等の出席を求め、内容等に慎重な審査をいたしました。その結果、全員一致で採択することに決定しました。

十分審議のうえ、よろしく決定くださるようお願い申し上げます。

報告を終わります。

○議長（亀井次男）

ただいま、産業建設常任委員長から報告がありました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この要望に対する委員長の報告は、採択です。

この要望は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

…………… 日程第 3 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 2、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 3 3 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の ……………

継続調査とする件

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 3 4 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 4、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第 3 5 議員派遣の件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 5、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第 1 2 0 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。

よろしくお願いします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

これで、会議を閉じます。

平成 1 8 年第 3 回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 1 1 時 1 9 分